

制限令による實收賃金の低下といふ事實であるが、その上、不満をさらに醸成せしめた間接的原因もあるわけである。それと言ふのは、かつて同社において労働争議が発生し、その解決に際して団体交渉権が認められ、それが現在まで持續されてきたところ、産業報國會の設立されるに及んで會社側はこれを採り上げたところがその一、次に川崎造船所においては従業員に八十錢の昇給を行つたといふデマが同工場に波及したことがその二、経過——右の如く、一定期間を経過すれば時間制限令の適用を受け、したがつて最早や今までの様に残業や徹夜が不可能となつてその結果實收賃金が低下することを憂いた従業員はこれをカバ―すべき方法として賃金の値上を要求するに至り去る一月四日その要求は造機部の[×]全員から持ち出されたのである。そして注目すべきは、その要求の貫徹手段として工場のスイッチを切斷してモーターを停止せしめ、或はバルブを締めてスイッチ

を停滯せしめたりするテロ的行爲がなされたことである。

一方これに對して會社側は従業員の要求を或程度容認した昇給規定を獨自に作製し、付工場課に申請したが、未だにその許可を見ない状態に置かれ、したがつて紛議は未解決のまま、放置されてゐるのである。[×]

[×]造機部に對して造船部があり、造機部の技術は造船部の技術に比してより高度化してゐるに反して、同社の賃金は造船部の方が造船部に比較して低位にあるらしく、その原因は造機部の労働移動がひどいために熟練性の低い労働者が多數使用されてゐることに依るとのことである。

[×]

従業員側の要求事項内容、及び會社側の昇給規定更に府廳側の意向等については新めて報告する積りであり、また従業員をしてそうせしめ會社の労働事情についても出來得る範